

残高証明書包括発行規定

お客さまが株式会社新銀行東京（以下「当行」といいます。）の残高証明書包括発行を依頼する場合は、残高証明書発行依頼書ならびに下記条項の他、別途当行の定める各取引規定についても確認し、同意したものとしてお取り扱いいたします。

第1条 残高証明書作成期間

残高証明書作成期間は、ご依頼日から最初に到来する3月末日までとします。ただし、特にお申し出のない限り、同一内容で満了日を起算として1年ごとに自動更新するものとし、以後同様とします。

第2条 手数料等

残高証明書の発行にあたっては所定の発行手数料を、通知することなく所定日に手数料引落口座から徴収します。

この場合、総合口座取引規定または普通預金取引規定にかかわらず、払戻請求書および通帳の提出は不要とします。

第3条 変更・解約等

1. 本取扱を、変更・解約するときは、当行所定の書面にてその旨を届け出るものとします。
2. 2ヶ月以上の本手数料未払いが発生した場合、第1条の定めにかかわらず、当行は通知することなく本契約を解除できるものとします。
3. 融資資金の延滞が発生した場合、第1条の定めにかかわらず、当行は通知することなく本契約を解除できるものとします。
4. お客さまの所在が不明となった場合、第1条の定めにかかわらず、当行は通知することなく本契約を解除できるものとします。
5. 破産手続き開始、民事再生手続き開始もしくはその他これに類する法的手続きの申し立てがあった場合、第1条の定めにかかわらず、当行は通知することなく本契約を解除できるものとします。
6. お客さま、または当行が利用口座（代表口座）の口座取引契約を解約した場合、その理由の如何を問わず、本契約は解約されたものとします。

第4条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規則その他当行営業店窓口またはインターネットホームページへの記載内容により取り扱います。

以上

（平成26年7月22日現在）